

ID: 424

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市道路占用料徴収条例 第10条		
例 規 番 号	平成18年条例第192号		
【根拠条文】 (占用料の減免) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する占用料については、占用者の申請により占用料の一部又は全部を免除することができる。 (1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のための占用 (2) 公益法人(医療法人を除く。)が行う事業で収益事業以外のもののための占用 (3) 街路灯施設のための占用 (4) 下水道又は下水を兼ねる側溝へ通ずる各戸の下水溝(営業用污水溝を除く。)施設のための占用 (5) その他市長が必要と認めた占用 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 3 年 7 月 28 日